

議案第130号

川崎市障害者施策推進協議会条例及び川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市障害者施策推進協議会条例及び川崎市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年9月5日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市障害者施策推進協議会条例及び川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

(川崎市障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第1条 川崎市障害者施策推進協議会条例（昭和46年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第34条第3項」に改める。

(川崎市営住宅条例の一部改正)

第2条 川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号ア(ア)及び第2項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者基本法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。